

重要事項説明書

【令和6年11月1日現在】

1.事業の目的、運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 社会福祉法人泰清会（以下「法人」）が開設する特定施設入所者生活介護事業所サンライズ港町（以下「事業所」）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」）に対し、適切な特定施設サービス又は介護予防特定施設サービス（以下「サービス」）を提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 事業は、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画」）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護又は要支援状態となった場合でも、サービスを受ける利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとします。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 |

2.法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

| | |
|-----|--------------|
| 法人名 | 社会福祉法人泰清会 |
| 所在地 | 三原市港町1丁目3-22 |
| 代表者 | 理事長 後藤 和之 |
| 連絡先 | 0848-61-5788 |

(2) 事業所の概要

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 事業所名 | 特定施設入所者生活介護事業所サンライズ港町 |
| 定員 | 56名 |
| 所在地 | 三原市港町1丁目3-22 |
| 指定事業所番号 | 広島県 3470900766号 |
| 管理者 | 岡野 悦子 |
| 連絡先 | TEL 0848-61-5788 Fax 0848-62-1088 |

(3) 居室・設備の概要

| 設 備 | 室 数 | 面 積 | 備 考 |
|-------------|-----|----------------|---------|
| 居 室 (個 室) | 56 | 17.76~25.37㎡ | 全室個室 |
| 浴 室 | 1 | 18.32㎡ (脱衣室除く) | 個浴2台設置 |
| 一 時 介 護 室 | 1 | 8.79㎡ | |
| ヘルパー室 | 2 | 3.78~15.03㎡ | |
| 食 堂 | 5 | 36.77~45.14㎡ | |
| 機 能 訓 練 室 | 1 | 33.04㎡ | 6階 |
| エレベーター | 2 | | 内1機は寝台用 |

(4) 職員体制

| 職 種 | 員 数 | 職 務 内 容 |
|---------------|-------------|---|
| 管 理 者 | 1 | 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| 生 活 相 談 員 | 常勤換算 1以上 | 利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整を行います。 |
| 介 護 職 員 | 常勤換算 9以上 | サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。 |
| 看 護 職 員 | 常勤換算 1以上 | 健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。 |
| 機 能 訓 練 指 導 員 | 1以上 | 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。 |
| 栄 養 士 等 | 1 | 利用者の栄養管理及び食事提供に必要な献立業務を行います。 |
| 計 画 作 成 担 当 者 | 1以上 | サービス計画の作成を行います。 |

3. サービスの内容

| 区 分 | 具体的なサービスの内容 |
|-------------|---|
| 食 事 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供します。 ・適切な食事介助、自立についても援助を行います。 |
| 入 浴 | <ul style="list-style-type: none"> ・週2回の入浴または清拭を行います。 ・適切な入浴介助、自立についても援助を行います。 |
| 排 泄 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な排せつ介助、自立についても援助を行います。 ・排せつ用品は個別のアセスメントに基づき適切に交換を行います。 |
| 更 衣 ・ 整 容 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・適切な整容が行われるよう援助します。 |

| | |
|------|--|
| 機能訓練 | 機能訓練指導員による訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 |
| 生活相談 | 利用者およびその家族からの相談について、常に利用者の心身の状況、環境等を的確に把握し、必要な助言・援助を行うように努めます。 |
| 健康管理 | 看護職員により適切な措置を講じ、緊急を要する場合には、主治医あるいは協力医療機関等の連絡を行う等の必要な措置を講じます。 |
| その他 | ・利用者の為のレクリエーション行事を行います。 ・常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。 |

4.利用料金（利用者負担金）

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用料金は、別紙のとおりです。

この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、サービスの内容（ケアプランを含む）を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

(2) 利用料の減免等

| 項目 | 対象者 | 内容 |
|-------------|---|--|
| 生活保護法 | 生活保護受給者の方 | 介護保険対象の利用料金が無料 |
| 高額介護サービス費制度 | 1ヶ月の自己負担額（世帯単位）が一定の金額を超えた方（同世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額） | 所得段階により決められた区分上限額を超えた場合、申請により超えた額の払い戻し |

(3) 支払い方法

| 項目 | 内容 | 回数等 |
|-----------|-----------------------|-----|
| 自動口座引き落とし | 当事業所指定の金融機関の口座から引き落とし | 月1回 |

※原則自動口座引き落としでのお支払いですが現金・銀行振込の場合はご相談ください。

（手数料は自己負担）

5.留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 一時介護室に移る場合の条件及び手続き | 利用者が疾病や急性症状により、常時もしくは継続的に観察が必要になった場合には、医師の判定を踏まえ、利用者、身元保証人、家族または後日選任された後見人等の意思を確認したうえで、一時介護室で介護します。 |
| 外出・外泊 | 所定の用紙を記入のうえ、ご提出ください。 |
| 迷惑行為等 | 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。 |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 喫煙 | 敷地内での喫煙はお断りします。 |
| 設備・器具の利用 | 本来のご利用に反し破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| 所持金品の管理 | 所持金品は、自己の責任で管理してください。 |
| 所持品の持ち込み | 居室内に収まる分量で必需品をお持ち下さい。 |
| 医療機関での受診 | 受診をされる際は、健康管理上必ず看護職員にご連絡ください。 |
| 宗教活動 政治活動 | 事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。 |
| ペット | 事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。 |

6.緊急時等における対応方法

従業者は、サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

7.非常災害等対策

非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置を講じます。

(1) 非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置

- ①消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。
- ②各防災マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新を適宜行い、地域と連携します。

| | |
|----------|---|
| 非常災害時の対応 | 非常災害発生時には、自動通報装置にて消防署に速やかに連絡を行うとともに、サンライズ港町自衛消防隊が初期消火・避難誘導を実施します。 |
| 防災設備 | 各居室にスプリンクラー設置。廊下等に適宜消火器設置 |
| 災害対策担当者 | 大目木 博俊(防火責任者) |

(2) 感染症対策のための必要な措置

感染症発生時対応マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新、従業者の研修を実施し感染症の発生・蔓延防止に取り組みます。

(3) 衛生管理のための必要な措置

従業者の清潔保持及び健康状態の管理並びに利用者の使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生管理に努め衛生上必要な措置を講じます。

8.虐待防止に関する対応

(1) 利用者の人権の擁護・虐待防止等のための措置

- ①虐待を防止するための指針の整備及び担当者を設置します。

| | |
|-----------|-------|
| 虐待防止対策担当者 | 赤井 義隆 |
|-----------|-------|

- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。

③虐待防止推進委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待発見時の対応

サービス提供中に、従業者又は利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

9.従業者の質の確保

サービスの質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

10.身体拘束等について

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続により身体等の拘束を行う場合があります。

身体的拘束等を行う場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得るものとします。

(1) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11.個人情報の保護

利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

12.秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13.相談窓口・苦情対応

事業者への相談・苦情は以下の窓口で受け付けています。相談・苦情を受け付けた場合には、苦情解決責任者はその内容を確認し、調査を行うとともに、職員等より事情を聴取します。この場合、必要に応じて職員等に管理・指導・改善を実施した後、申出者に対して改善した内容等を書面にて報告します。

(1) 相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

| | |
|-----------|--------------|
| 相談苦情受付担当者 | 大目木 博俊 |
| 苦情解決責任者 | 岡野 悦子 |
| 電話番号 | 0848-61-5788 |

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者より苦情を受け付けた場合には、苦情を受け付けた後、管理者は苦情内容を確認し、調査を行うとともに、従業者より事情を聴取、必要に応じ従業者等に対し管理、指導、改善を実施した後、利用者に対して改善した内容等を書面にて報告し同意を得ます。

また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善報告を市町村に提出するとともにその改善内容について利用者に書面で報告し、同意を得るものとします。

(3) 苦情解決処理第三者委員の設置

| | |
|--------|--------------------------|
| 委員氏名 ① | 原 邦高 |
| 住 所 | 三原市沼田西町小原1488-1 |
| 電話番号 | 0848-86-5600 【(株)原アルミ建材】 |
| 委員氏名 ② | 石井 克昭 |
| 住 所 | 三原市港町1丁目5-19 |
| 電話番号 | 0848-62-4056 【ナンバ洋服店(株)】 |

(4) その他の相談・苦情受付窓口

| | |
|--------|------------------------|
| ①三原市役所 | 高齢者福祉課 |
| 住 所 | 三原市港町3丁目5-1 |
| 電話番号 | 0848-67-6240 |
| 受付時間 | 8：30～17：15（土日祝日年末年始除く） |
| ②尾道市役所 | 高齢者福祉課 |
| 住 所 | 尾道市久保町1丁目15-1 |
| 電話番号 | 0848-38-9440 |
| 受付時間 | 8：30～17：15（土日祝日年末年始除く） |
| ③広島県 | 国民健康保険団体連合会 |
| 住 所 | 広島市中区東白島町19-49国保会見 |
| 電話番号 | 082-554-0783 |
| 受付時間 | 8：30～17：15（土日祝日年末年始除く） |

14.事故発生時の対応

事故等により利用者の容体等に变化等があった場合は、医師等関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

(1) 事故の発生又は再発を防止するための措置

①事故発生防止のための指針の整備及び担当者を設置します。

| | |
|---------|-------|
| 安全対策担当者 | 赤井 義隆 |
|---------|-------|

②事故発生時の報告及び原因分析を通じた改善策の検討し、従業者への対策の周知徹底する体制整備を行います。

③事故発生防止のための委員会を3ヶ月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

④従業者に対し、事故発生防止等の研修を定期的実施します。

(2) 損害賠償

サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

上記の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

| | |
|--------------|--|
| 緊急連絡先（身元保証人） | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| 続柄 | |

15.サービスの記録

事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

上記に関し、電磁的記録により行う場合は、法人が定める個人情報保護管理規定及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行うものとします。

また、利用者から求めがあった場合には、文書又は電子メール等で記録書等を提供する。電子メール等を使用して提供する場合については上記を遵守します。

16.ハラスメント対策

ハラスメントに対する必要な措置

ハラスメントを防止し利用者及び家族等との信頼関係を築き、サービスを継続して円滑に利用していただくための必要な措置を講じます。

(1) ハラスメント防止に対する必要な措置

①ハラスメント相談窓口担当者および防止対策委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

| | |
|---------|--------|
| 相談窓口担当者 | 大目木 博俊 |
|---------|--------|

②従業者の研修を実施します。

③入所者から、身体的及び精神的な攻撃、相当な範囲を超えた過大な要求、個の侵害等の行為、言動等の事案にてサービス提供に支障をきたす場合、又はその恐れがあると認められた時は、本契約の終了を行えるものとします。

なお、入所者及び家族等方からのご意見の排除する目的ではなく今後のサービス向上を目的としています。

ハラスメントの例：1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.相当な範囲を超えた過大な要求、4.個の侵害等の行為、言動等

17.協力医療機関・協力歯科医療機関

事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 医療機関名 | 三原城町病院（内科、外科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科、放射線科） |
| 住所 | 三原市城町1丁目14-14 |
| 電話番号 | 0848-64-1212 |
| 医療機関名 | 三原市医師会病院（内科、外科、整形外科） |
| 住所 | 三原市宮浦1丁目15-1 |
| 電話番号 | 0848-62-3113 |
| 医療機関名 | 海田歯科医院 |
| 住所 | 三原市港町1丁目2-14 |
| 電話番号 | 0848-62-2374 |
| 医療機関名 | よりかね歯科医院 |
| 住所 | 三原市頼兼1丁目2-12 |
| 電話番号 | 0848-64-5339 |

18.第三者評価の実施状況

| | |
|-------|---|
| 実施の有無 | 無 |
|-------|---|

19.その他

会議等について、テレビ電話装置等を使用して行う場合については、「15.サービスの記録」に記載する規程等を遵守します。

その他、運営に関する重要な事項は法人と事業所の管理者との協議により定めるものとします。